

長崎女子短期大学における公的研究費の不正防止計画

平成 27 年 10 月 1 日策定
令和 7 年 4 月 1 日改定

長崎女子短期大学は、公的機関から配分された公的研究費の適正な管理と使用を徹底するため、文部科学省における「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン」（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 18 日改正）を踏まえ、長崎女子短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程第 13 条に基づき、以下のとおり公的研究費の不正防止計画を定める。

1. 期間内の責任体系の明確化

項目	不正発生の要因	防止計画
責任体系の明確化	競争的資金等に関する運営・管理についての責任体制が認識されていない。	責任体制をホームページで開示する。 責任と権限の体系、各責任者の責務を周知するとともに各責任者に役割の認識を求める。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正発生の要因	防止計画
ルールの明確化・統一化	ルールの解釈について統一されていない。 例外的な処理がされている。	それぞれの職務に応じた分かりやすいルールを明確に定め周知する。例外処理が行われないように手続きを明確化して周知する。
関係者の意識向上	公的研究費の制度に対する理解不足とコンプライアンス教育の実施内容が不充分。	コンプライアンス教育は、職域や雇用形態の権限や責任・職務に応じて適切に実施する。また遵守事項の周知を徹底する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正発生の要因	防止計画
不正発生要因の把握	不正を発生させる要因の把握が十分でない。	不正防止計画を策定し実施状況を確認するとともに内部監査部門との情報共有のもとで、不正防止計画の改定を行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正発生の要因	防止計画
適切な予算執行状況の検証	予算の執行が計画に比較して著しく遅れている。あるいは、年度末に集中する。	計画的に予算を執行するよう、周知徹底する。また執行率の低い場合は、ヒアリング等を行い、研究費の繰越あるいは返還等の指導を行う。
物品発注	研究者と業者の関係が過度に緊密になる。	一定の基準を示した誓約書を徴収する。 発注が特定の業者に偏っていないか。あるいは、同一業者へ同一品目が繰り返し発注がないかの把握を行う。
検収と事実確認	特殊な役務等の検収や非常勤雇用、出張等の旅費支出状況が確認されていない。	事務局会計課による定期的な事実確認を行う。 出張時の伺提出と、出張後の復命書（日程や内容等の詳細を記述）の提出を行う。 非常勤雇用の勤務状況等は、事務局で把握する。

5. 情報発信・共有化の推進

項目	不正発生の要因	防止計画
通報・告発窓口の設置	通報・告発窓口が周知されていない。	学内・学外に周知徹底を行う。
不正防止に向けた取組の公表	不正防止に関する取組内容が情報として発信されていない。	ホームページ等に公表する。

6. モニタリングの在り方

項目	不正発生の要因	防止計画
内部監査とモニタリング	不正防止体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングが実施されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・抜き打ち等のリスクアプローチ監査を実施する等の監査体制を強化する。 ・内部監査委員は、必要に応じて監事及び公認会計士との連携を図る。 ・内部監査委員は、不正防止委員会と連携して、不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。